

府 番 第 2 8 4 号  
総 行 住 第 1 0 7 号  
総 行 国 第 1 6 7 号  
平成 2 7 年 8 月 2 8 日

各都道府県・指定都市

番号制度担当主管部局長 } 殿  
多文化共生・国際交流担当部局長 }

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官  
総務省自治行政局住民制度課長  
総務省自治行政局国際室長  
( 公 印 省 略 )

外国人住民に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の事前周知について

日頃より、マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入準備・地域における多文化共生の推進に御尽力頂き、誠にありがとうございます。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が公布され、平成 2 7 年 1 0 月以降、外国人を含むすべての住民に対して各市区町村からマイナンバーが通知され、平成 2 8 年 1 月以降には個人番号カードの交付が開始される予定です。

マイナンバー制度の住民や事業者等への周知・広報については、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について」（平成 2 7 年 2 月 1 0 日付け事務連絡）において、幅広く展開していただくよう依頼したところですが、外国人住民については、日本語及び日本の行政制度に関する理解の面から、周知・広報において一層の配慮が必要と考えられます。

つきましては、外国人住民のマイナンバー制度に関する理解を促進し、マイナンバー通知関係書類を破棄・紛失することなく保管・管理する等適切に対応していただくため、下記事項に留意の上、外国人住民に対してマイナンバー制度に関する事前の周知を積極的に図られますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県域内の市区町村（指定都市を除く）に対し本通知の周知をお願いいたします。

## 記

### 1 国における多言語対応について

- (1) 内閣府（内閣官房）において、日本語の他に5カ国語（英語、中国語（簡体字／繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）によるホームページを開設し、マイナンバー制度の概要やFAQ等を掲載していること。また、当該5カ国語を含む25カ国語（英語、中国語（簡体字／繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、カンボジア語、フィリピン語（タガログ語）、フランス語、ドイツ語、ヒンディー語、インドネシア語、ラオス語、マレーシア語、モンゴル語、ペルシア語、ロシア語、タイ語、チベット語、トルコ語、ウルドゥー語、ウズベク語、ベトナム語）による外国人住民向けのチラシを掲載していること。

◆ホームページアドレス

英語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/english.html>

中国語（簡体字）：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-kantaiji.html>

中国語（繁体字）：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/chinese-hantaiji.html>

韓国語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/korean.html>

スペイン語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/spanish.html>

ポルトガル語：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/portuguese.html>

◆25カ国語によるチラシ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/otherlanguages.html>

- (2) 内閣府（内閣官房）において、上記5カ国語によるコールセンターを設置し、外国人住民からの質問に対応していること。

◆電話番号：0570-20-0291（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）

◆受付時間：平日9時30分～17時30分

※平成27年10月から平成28年3月まで平日の開設時間を20:00まで延長。

また年末年始を除く土日祝日も17:30まで開設予定。

◆開設期間：平成29年9月末まで（予定）

- (3) マイナンバー通知に同封予定のマイナンバー制度の説明パンフレットにおいて、上記5カ国語により、上記ホームページ及びコールセンターについての案内を記載する予定であること。

### 2 地方公共団体による外国人住民への周知について

- (1) マイナンバー制度及びマイナンバー通知に係る対応方法等を外国人住民に対し適宜・適切に周知するため、外国人住民への対応を主に担当している部局（多文化共生・国際交流部局等）と番号制度担当部局で緊密な連携を取ること。
- (2) マイナンバー通知の破棄・紛失を防ぐため、通知の重要性・保管の必要性等につい

- て、通知の送付に先だって、積極的に外国人住民に対して周知を図る必要があること。
- (3) 個別の説明によることなく多数の外国人住民に周知を図る場合（イベントにおけるチラシ配布・ポスター掲示や広報誌・電子メールによる周知など）には、別添（外国人住民向けの周知内容（例））を使用し又は参考にし、適宜他言語での情報提供やマイナンバー通知の画像の使用などを加え、マイナンバー制度の要旨や手続について分かりやすい形での情報提供に努めること。
- (4) 必要に応じて、より詳しい情報源として、国の5カ国語によるホームページ・コールセンターを紹介するとともに、25カ国語によるチラシを用いて説明を行う等、国における多言語対応を適宜活用いただきたいこと。
- (5) 外国人住民や外国人住民と関わりが深い住民が参加する会議やイベント、外国人住民団体の集会等における周知のほか、電子メール・ホームページ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）・広報誌の活用等、多様な方法による周知を図りたいこと。特に、既に多言語で発信している媒体であり、普段から外国人住民にとって身近な行政情報収集源になっているもの（外国人向け広報誌など）がある場合は、それらを通じた周知を行っていただきたいこと。
- (6) 地域国際化協会や外国人住民の生活支援を行うNPOなど、外国人住民と繋がりがある関係団体との協力・連携を行うこと。特に、普段から外国人住民が多く立ち寄る場所（地域国際化協会内の外国人住民向けの情報提供スペースなど）での周知に努められたいこと。
- (7) その他、周知の方法については、「マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について」（平成27年2月10日付け事務連絡）において紹介した地方公共団体での取組事例を参考にされたいこと。

**【問い合わせ先】**

- マイナンバー制度全般に関すること  
内閣府大臣官房番号制度担当室  
担当者 森田、服部、白板  
電 話 03-6441-3459  
ファクス 03-3505-3852  
メー ル i.bangoseido@cas.go.jp
- マイナンバー通知の送付に関すること  
総務省自治行政局住民制度課  
担当者 内海、池田、鋤柄、佐藤  
電 話 03-5253-5517  
ファクス 03-5253-5592  
メー ル juki@soumu.go.jp
- 外国人住民向けの周知方法等に関すること  
総務省自治行政局国際室  
担当者 中谷、岩佐  
電 話 03-5253-5527  
ファクス 03-5253-5530  
メー ル kokusai@soumu.go.jp

① 10月<sup>がつ</sup>から「マイナンバー」が<sup>おく</sup>送られてきます！

- ◆ 日本<sup>にほん</sup>ではもうすぐ「マイナンバー<sup>せいど</sup>制度」がスタートします。
- ◆ マイナンバーは一人<sup>ひとり</sup>に一つ<sup>ひとつ</sup>だけの番号<sup>ばんごう</sup>で役所<sup>やくしょ</sup>などでの手続き<sup>てつづ</sup>に必要<sup>ひつよう</sup>となる大切<sup>たいせつ</sup>なものです。
- ◆ 2015年<sup>ねん</sup>10月<sup>がつ</sup>からみなさんの自宅<sup>じたく</sup>（市町村<sup>しちょうそん</sup>に登録<sup>とうろく</sup>している住所<sup>じゅうしょ</sup>）に市町村<sup>しちょうそん</sup>から封筒<sup>ふうとう</sup>が送<sup>おく</sup>られてきます。
- ◆ 封筒<sup>ふうとう</sup>にはマイナンバーが書<sup>か</sup>かれた「通知<sup>つうち</sup>カード」が<sup>はい</sup>入っています。

【封筒】



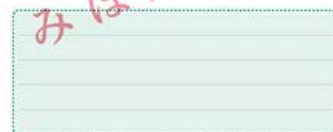
【通知カード】

(おもて)



(うら)

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。  
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。



② マイナンバーは<sup>たいせつ</sup>大切にしてください！

- ◆ 「通知カード」は<sup>す</sup>捨てたり<sup>やぶ</sup>破ったりせず<sup>たいせつ</sup>大切に<sup>ほかん</sup>保管してください。
- ◆ マイナンバーを<sup>ふせい</sup>不正に<sup>りよう</sup>利用されないため、必要<sup>ひつよう</sup>がなければほかの<sup>ひと</sup>人にあなたのマイナンバーを<sup>おし</sup>教えないでください。

③ 「個人番号カード」がもらえます！

◆ 「個人番号カード」には、マイナンバーが書いてあり身分証明書にもなります。

◆ 市町村によっては、コンビニで住民票をもらうこともできるなどとても便利です。

◆ 「個人番号カード」をもらうためには「通知カード」と一緒に届く申込書に必要なことを書いて送り返してください。



④ わからないことがあったら？

◆ 下のホームページを見るか、下の電話番号に電話してください。  
 住んでいるところ（市町村）の役所にも聞くことができます。

- ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- コールセンター  
 0570-20-0291 (英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)  
**【2015年9月30日まで】**  
 月曜日～金曜日 9:30～17:30 (土日祝日はつながりません)  
**【2015年10月1日から2016年3月31日まで】**  
 月曜日～金曜日 9:30～20:00 土日祝日 9:30～17:30  
 (年末年始はつながりません) ※ナビダイヤルは通話料がかかります